

消費税軽減税率制度説明会のご案内

＊平成31年10月から導入されます＊

飲食料品の取り扱い(売上)がない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要です。

税務署の職員を講師に迎え、下記のとおり勉強会を開催させていただきます。
この機会に消費税の軽減税率制度に関する不安や疑問を解決しておきませんか。

受講をご希望される方につきましては、尾道青色申告会事務局へ電話またはFAXによりお申し込みをお願いします。

- ◆日 時 平成30年10月24日(水)
- ◆時 間 13:30～15:00(受付開始 13:00)
- ◆場 所 尾道市総合福祉センター(2階会議室)
尾道市門田町22番5号(裏面地図参照)
- ◆申込期限 平成30年10月18日(木)
※受講料は無料です

《申込先》

(一社)納税相談センター
尾道青色申告会 事務局

☎0848-37-9594



FAX申込: 0848-37-9591 (下記欄に記載してFAXしてください)

※個人情報厳守します

出席者氏名	
住 所	尾道市
電 話 番 号	

